

議案第 11 号

桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第4条第2項第1号中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第4条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第8条中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(安全計画の策定等)

第18条の2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する児童及び乳幼児(以下「利用児童等」という。)の安全の確保を図るため、当該特定教育・保育施設の設備の安全点検、職員、利用児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた特定教育・保育施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他特定教育・保育施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、利用児童等の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第18条の3 特定教育・保育施設は、利用児童等の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用児童等の移動のために自動車を運行するときは、利用児童等の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用児童等の所在を確実に把握することができる方法により、利用児童等の所在を確認しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用児童等の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのお

それが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用児童等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用児童等の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第18条の4 特定教育・保育施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第18条の5 特定教育・保育施設は、利用児童等の使用する設備、食事等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

第20条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 安全計画の策定

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必

要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第 42 条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の次に「(同項第 2 号に係る部分に限る。)」を加え、「行う者」を「行う施設」に改める。

第 46 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 安全計画の策定

第 57 条中「「交付し」」を「「交付しなければならない。」」に、「通知し」を「通知しなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第 7 条第 10 項第 5 号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

第 62 条第 2 項各号列記以外の部分中「掲げるもの」を「掲げるもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)

2 改正後の第 18 条の 3 の規定の適用については、特定教育・保育施設において利用児童等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用児童等の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用児童等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する特定教育・保育施設は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用児童等の所在の確認を行わなければならない。

議 案 説 明

議案第 11 号 桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、送迎自動車の安全対策、事業の安全計画の策定に関する規定の追加その他所要の改正を行おうとするものです。